「台湾語を媒介とした国語教育」再考 一戦後初期台湾における言語政策の一断面—

菅野 敦志

はじめに

第1節 「光復」後の言語政策と「方言の復元」

第2節 「学校」、「民衆」、「兵役男性」にみる方針転換の所在

第3節 「台湾語を媒介とした国語教育」と何容

第4節 「内部化された日本語」の扱いをめぐって ―「国語―方言」関係に及ぼした影響―

おわりに

(要約)

日本の植民地統治を脱した戦後初期の台湾では、方言は「国語」と同じ「中国の言語」であり、「国語の推進を妨げる」のではなく、「国語の推進を助ける」として重要視されていた。だが、台湾省国語推行委員会が提唱した、「台湾語を媒介とした国語教育」というその柔軟な国語推進政策の方針も、やがて「台湾語」を完全に排除した一元的な方針へと転換することとなる。この転換点について、従来では2・28事件を転換点とする記述が多かったが、本稿では、「台湾語を媒介とした国語教育」方針の転換点の所在について、学校教育・民衆教育・兵役男性教育の側面から再検討を行った結果、それをむしろ1950年代に求めることを提起する。更には、台湾省国語推行委員会主任委員であった何容の主張から、「台湾語を媒介とした国語教育」の考え方に内包された意義について、また、新聞雑誌の日本語欄廃止が同方針に与えた影響についても考察を行った。

はじめに

戦後長らく、台湾における「国語」と「方言」(台湾語)1の言語的相克は、統治側の「外省人」と被統治側の「本省人」の、いわゆる「エスニック・グループ間の支配関係」をも象徴するものとして常に大きな争点となってきた。現在ではリンガフランカとしての国語は不動の地位を築いているものの、過去の「国語独尊」と言われるような一元的な言語政策は、学校や役所といった公共の場における方言を禁じるなど、「抑圧的」であったといわれてきた。そのため、選挙戦では方言の演説によるエスニックな動員が見られるなど、しばしば政治的道具として用いられる。

だが、「国語」というもの自体、そもそもその特質として排他性を帯び、極めて抑圧的な性質を有しているのであり、台湾の場合もその例に漏れなかったのだともいえる²。国民党政権による国語政策は確かに「抑圧的」であったといえるが、しかし、戦後台湾の言語政策全てを「方言抑圧」とする認識も一面的過ぎるだろう。それは、振り返って中華民国への「光復」(復帰)当初に眼を向けてみると、当時、方言は「国語」と同じ「中国の言語」であり、「国語の推進を妨げる」のではなく、むしろ「国語の推進を助ける存在」として重要視されていたからである。「台湾語との比較から国語を学ぶ」、というこの方針を本稿では「台湾語を媒介とした国語教育」と呼びたいと思うが、やがて、その「台湾語」を用いた柔軟な国語推進政策の方針は、その後「台湾語」を完全に排除した一元的な方針へと転換した、とされる。

この転換点について、従来の研究では、1947年に発生した大規模な民衆蜂起事件である「2・28事件」を挙げるものが多いものの、実はそのことを実証的に裏付けた研究はまだない³。台湾語を用いた国語普及の方針は、「台湾省国語推行委員会」(「国語推行委員会」と略称)の重要な柱

として掲げられ、戦後台湾における重要な言語政策であったが、どの先行研究でも「台湾語を媒介とした国語教育」に関しては、その転換の所在が不確かなまま⁴、ただ漠然と「2・28 事件以降に転換した」と記述される傾向にあったのである。

2・28 事件を教訓として、「省籍間の隔たりをなくし、融和を進める」目的において一層の国語 推進が政策として重要視されていき、それまでの「方言の回復」から国語を学ぶという迂回措置 よりも、省籍間の自由な意思疎通を一日も早く実現することが求められていったことは、結果論 としてみた場合には疑いもない事実である。しかし、その「方針転換の起源」の具体的な検証が なされないまま、漠然と「2・28 事件後」と記述されることには検討の余地があるだろう。

ここで筆者が指摘したいのは、2・28 事件の約1年後の1948年1月2日、国語推行委員会が国語推進に関して行った座談会において、今後の国語推進の方針としては依然として「台湾語を復元し、方言との比較から国語を学習する」ことが座談会の結論として再確認されていた事実である5。仮に、もし2・28 事件を「方言抑圧に向かわせた転換点」と設定するならば、当然ながら2・28 事件以降に「方言回復」の主張が政府側に見られることはありえないはずである。しかし、事実はそうではなく、実際には「台湾語を媒介とした国語教育」は2・28 事件以降も提唱されていたのであり、ここに、一律的に「2・28 事件後に転換」と記述されがちであった従来の見解を再検討する必要性が生まれてくるのである。

このような問題意識のもと、本稿では「台湾語を媒介とした国語教育」方針の転換点の所在について検討を行い、更に、その「台湾語を媒介とした国語教育」という考え方自体についても内包される意義について検証したい。「台湾語を媒介とした国語教育」方針の転換点の所在は、戦後台湾における言語政策の評価を左右する根源的な問題であり、また、1940年代後半から1950年代の言語政策の再検討は、「台湾における言語的相克の起源」の再考にも必要不可欠な課題であることから、本稿はこの問いに対する一試論として提起されるものである。

第1節 「光復」後の言語政策と「方言の復元」

はじめに、台湾の中華民国「光復」直後の言語政策からみていきたい。

台湾を日本から接収した中華民国政府は、後の台湾省政府の前身である「行政長官公署」を現在の総統府に設置し、また、台湾において祖国の言語としての国語を普及させることを目的として「国語推行委員会」を1946年4月2日に組織した。

その国語推行委員会の主任委員は魏建功、副主任委員は何容であった。委員会によって作成された「台湾省国語運動綱領」には、国語推進の方針について6条が示された6。

- 1. 台湾語を復元し、方言から比較して国語を学ぶ
- 2. 国字の読音を重視して、「孔子白」(台湾語の読音)から「国音」に引き渡す
- 3. 日本語の句法を排除し、国音でもって直接文を読み、文章の復元を達成する
- 4. 言葉の分類を対照的に研究し、語文の内容を充実させ新しい国語を建設する
- 5. 注音符号を利用し、各民族の意思疎通を図り中華文化を融合させる

6. 学習意欲を鼓舞し、教学の効率を増進させる

ここで示されているように、委員会が何よりも先に掲げたのが、「方言を復元し、方言から比較して国語を学習する」であった。当初の国語推行委員会の方針である「方言回復」と「方言との比較による国語学習」であるが、この具体的方策として「台語方音符号」が制定された。これは、国語の表音記号として「注音符号」(1918年公布)があるのに対し、台湾語独自の音を表記できるようにつくられた表音記号である。この表音記号を利用して、日本語ではなく台湾語から国語を学習することが掲げられたのである。

このように、まず日本語を排除し、それにより生まれた言語的真空に方言を回復して代替させ、 比較を通じて国語を学習することが方針として定められていたのであったが、では、当時の台湾 社会の状況はどのようなものであったのだろうか。

中華民国「光復」直後の台湾における言語情況をみてみると、そこには新たな「祖国の国語」に対する期待、混乱、そして失望という動きがあった。来台した外省人が話す国語は各地の方言の強い訛りを持っていたため、それを聞いたある本省人の小学生が「祖国の『国語』は6種類ある」と誤解した、という話は有名である7。復帰直後はどのような「国語」教科書でも飛ぶように売れ、人々は皆熱心に国語を学習したとされるが、ひどく訛って国語と思えない国語を話す外省人との接触は「標準」に対する本省人の混乱を招き、そのことは国語に対してだけではなく、ひいては外省人そのものに対する懐疑心さえ生み、人々の国語学習意欲は次第にさめていった8。

また、「文化毒素」を含む日本の書籍は1946年2月13日から処分が命じられたものの9、大陸からの書籍は値段が高く、その上、習いたての中国語で読むことは容易なことではなかった。「精神食糧」の欠乏が懸念されていたそのようななか、新聞雑誌に設けられていた日本語欄は本省人にとっての貴重な言論空間の場であった。ところが、「光復」後約半年が経過した頃から、その「新聞雑誌の日本語欄廃止」が噂されるようになる。6月24日の『台湾新生報』でその噂が事実であることが伝えられると10、台湾各地の議会などにおいて反対決議が相次いで出されていく11。

更に、1946年8月2日の『台湾新生報』紙上で、「国策に有害のみならず、一般青年の祖国文字学習にも影響を与える」理由から省当局が「10月25日からの日本語欄廃止」を正式決定したことが報道されると、その反対決議は増加したのであったが12、民意機関による相次ぐ反対請願にも関わらず、1946年10月3日、「光復」1周年である1946年10月25日から「新聞雑誌の日本語欄を廃止する」旨の公告が新聞に掲載され、日本語欄は1年で打ち切られる。この処置による言論空間の喪失に憤慨した本省人知識人の不満は高まり、これが4ヶ月後に生じた2・28事件発生の潜在要因の一つとなったことはこれまで先行研究において言われてきたところである13。

日本語は、2・28 事件においては省籍を見分けるために、そして外省人を罵倒するときに使用されたりしたため、日本語の存在は民族意識の育成を妨げるものとして、その早急な排除は政府にとって一層深刻な課題となる。2・28 事件後も日本語の復活を求める声は止まなかったが、「中国人は中国語を話すべきである」との政府の原則に変化はなかった14。それは、同じ「中国の『国語』」(標準語や方言を含めた、広義の意味での「国語」)である方言を回復することによって「方言」と「国語」の間の「血縁関係」を認識させ、それによる「民族精神の復興」、すなわち「中国

人としての自己認識の覚醒」を促す目的に基づいていたからである。「台湾の祖国化」には「日本語の徹底した排除」が先決だったのであり、ここでは「方言を回復することで日本語を排除する」初期の構想は、むしろより必要とされていたといえる。

国語推行委員会は「示範国語推行所」¹⁵を設置し、「方言から国語を学ぶ」方法の実験を行うなどしていたが、そのような「台湾語を媒介とした国語教育」の方針も、いつしかその影が薄らいでいくこととなる。いったい、「台湾語を媒介とした国語教育」はいつ頃まで有効性をもちえていたのだろうか。この問題を検証するために、「学校教育」、「民衆教育」(「成年識字教育」)、「兵役男性(補習)教育」の三つを対象としてとり上げて考えてみたい。

第2節 「学校」、「民衆」、「兵役男性」にみる方針転換の所在

1. 学校教育

まずは学校教育からみてみたい。ところで、本稿では、「台湾語との比較から国語を学ぶ」という方針を「台湾語を媒介とした国語教育」と呼ぶことにしている。だが、「台湾語を媒介とした国語教育」といった場合、それは厳密にいえば、上述したような「台語方音符号を利用し、注音符号との比較を通じて国語を教える」ことを指す他に、「教学言語に方言を用いて国語を教える」ことを指す意味も含まれるものである。前者の場合、教学用の言語は方言でも国語でも可能であるが、後者の場合、教学用の言語は方言に限定される。本稿では、「台湾語を媒介とした国語教育」を、国語推行委員会が提唱していた前者の意味において検討するものの、「学校教育」では教学言語をめぐって政府から禁止令が通達されるなど、むしろ「何語で教えるか」が非常に大きな焦点であったことから、ここでは特別に後者に主眼を置いて考察を行ってみたい。

先述したように、台湾における「国語」教育は、「光復」後に一転して混乱状態に陥ることとなる。そのようななか、日本語による教学禁止は 1946 年 7月 17日に規定され、同年 8月からは「一律国語(本省の方言を含む)を使用する」こととなった 16 。これにより、方言は学校における重要な教学の言語となったのだが、その 5 年後の 1951 年の 7 月 10 日には、方言による教学も省政府によって禁止される 17 。

だが、そもそも、学校は社会に「標準国語」を広める重要な基礎として、国語による教育が求められていたのであり、建前(政府方針)としての方言による教学の禁止は台湾に限ったことではなかった。1930年には教育部が全国の小中学校教員に対して「一律国語を教学用語とすべし」と命じ18、また、大陸時代に制定された教育部の小学課程標準の教学通則第2条でも「教学用の言語は一律国語を使用し、方言は使用してはならない」と規定されており、国語による教学が「原則として」定められていた19。しかし、大陸では「全国の小学校では、8~9割は教員が自分の方言の音に依って『国語文』を教えている」状況だったといい20、そのような環境で教鞭を執っていた大陸からの国語教師が、台湾でも「標準国語」で教えられなかったのは無理もなかった。

結局、「標準国語」で教えられる教員が圧倒的に不足する中、省政府による再三の禁止令は大 した効力を発揮せず、実際には日本語や方言による教学は多くの学校で続けられていた。学校で は「国語による教学」が建前として求められ、方言による教学も省全体のレベルでみれば万能と はいえなかったものの²¹、方言や日本語の完全な排除は1950年代では実現できなかったようで、 国語のみによる教学も「理論は理論、現実は現実」と見なされていた向きがあった²²。

だが、1950年代初頭にはそのような状況を変えるための試みが始動する。それは、国語教育に おいて「注音符号の全面的な活用」と「統一した国語教学法の指導」が実施されたことにあった。

1950年から2年間、国語推行委員会は付属機関である国語実験小学校において、国語を全く解さない本省籍学生を対象とした国語教学法の研究を行っていたが、そこでは、従来一般的であった方言を使って国語を教える翻訳法に対し、方言を一切使用しない、国語だけを用いた「直接教学法」(直接法)が最も有効な教学法であるとされた²³。そして、この研究結果に基づき、1954年度から小学校の1年次課程開始後に12週間をかけて、注音符号を習得し、直接法により基本会話を学ぶ「新しい学習方法」²⁴が全省で一斉に開始された。「国語教学上における重大な改革」、「国語教学上における重大な改革」、「国語教学上における重大な改革」、「国語教学上における重大な改革」、

「国語教学の効率を引き上げた良好なスタート」²⁵と高く評価されたこの教授法は、「方言を排除 した教学方法の普及」に大きく役立ったとされる²⁶。

国語推行委員会では、大陸で失敗した国語教育の根本的な原因を注音符号の軽視27と教科書、そして教学法の欠如にあると認識し、「大陸反攻」成功後に大陸全土で実施可能な新しい教学方法を台湾で開発しようとしていたが28、それでは、1950年代においてその結果はどのように現れたのであろうか。無論、国語能力の差から本省籍学生が入学試験等で外省籍学生に比べて不利な立場に置かれ続けた事実には変わりはないが、1957年に台北市で実施された小中学生の国語能力調査においては、本省籍学生の点数は外省籍学生に比べて平均で10点低かったに過ぎず29、大学入学試験においても省籍間の点数格差は年々縮まっていたという30。台北市と地方の都市や農村では国語の学習環境に大きな差があること、また、台湾大学を志望する学生は総じて高学力であることが推測されるため、これらをもって台湾籍学生の国語能力向上の標準的な例とすることは難しいものの、「リテラシーとしての国語能力」においては、着実に本省籍学生の学力向上が確認できたといえよう。学校における国語の学習環境は、上述したような教学方法の見直しや、国語が話せない教員に対する講習の義務付けや国語使用の規定31などにより、「読み・書き」のリテラシーを中心として徐々にではあるが改善されていった。

このように、教学言語に方言を用いて国語を教えるという意味での「台湾語を媒介とした国語教育」は、過渡期において「日本語を使わないかわりにやむなく使用を認める」存在に過ぎなかった。近代国家建設の基礎としての中国「国語」の「標準化」及び「言文一致」が叫ばれていたさなかにおいては、むしろ、一向に減らない方言による教学を如何にして減らすかが政府側の一貫した悩みとして存在し続けた。

一方、台語方音符号を利用し、注音符号との比較を通じて国語を教えるという意味での「台湾語を媒介とした国語教育」に関しては、国語推行委員会の朱兆祥が、台湾籍児童の学習効率向上のため、国民学校での同方法の活用を奨励する意向を『台語方音符号』(1952 年国語推行委員会刊行)の序文で表明していることから、委員会の方針としては「国語を用いて教える」という原則の範囲内において同方法を勧奨していたと理解できる³²。

総じて言えば、学校における「台湾語を媒介とした国語教育」も国語推行委員会によって否定 されてはいなかったが、しかし、直接法を全面的に推進していくその後の段階にあっては、「台湾 語を媒介とした国語教育」を奨励する必要性もなくなっていったと考えられる。しかも、教室で 方言を話した児童に罰則を科すような慣習が次第に広まっていったことにより³³、実際の教育現 場における方言排除が加速化されていった側面は否定できないだろう。

2. 民衆教育

次に、社会教育の場での国語教育についてみてみたい。ここでいう「民衆教育」とは「成年識字教育」のことである。1951年の調査結果によれば、「普通漢字を知らず」、「簡単な国語ができない」「失学民衆」の総数は1,413,569人とされ、1950年からはこのような多くの「失学民衆」を対象に国民学校の主催による補習教育が開始された34。その数は、1950年の開始には班数が1,347班、人数が65,564人であったが、毎年増加し、1954年には6,392班、330,738人にまで増加した35。「失学民衆」にはまず先に国語の学習が求められたのであり、国語推行委員会の方針として掲げられた、「台湾語を復元し、方言から比較して国語を学ぶ」方針は、この民衆教育においてその効果を最も発揮するはずであった。

その民衆教育の理想は、制定された台語方音符号を用いて台湾語を回復し、その回復した台湾語から、比較の方法をもって国語を学ぶ、ということであったが36、しかし、このことについて、張博宇の『台湾地区国語運動史料』の記述には次のような説明がされている(①内は引用者)。

国語推行委員会が、その成立前に台湾の国語運動の目標を策定する際決めたのが、まず台湾方言の地位を回復し、日常生活の必要に応えられるようになった後に、標準国語を学ぶことであった。(略)…[しかし]この工作は、普遍的に行われることはなく、実験工作に限られた。原因は、一般の公務員や教員が[仕事に間に合わせるため]急いで国語を学ぶ必要があり、時間をかけることを望まなかったからである。彼らは方言符号を学んで回り道をするよりも、手っ取り早く国語の学習することを望んだのであり、注音符号から国語を学ぶ方法が自然に選ばれたのである。37

張博宇が説明するこのような状況の普遍性を検証することは難しいが、多くの人々が毎日の生活を乗り切ることに追われ、補習にかける時間的・体力的・金銭的余裕がなかったことを考慮すれば、これは納得のいく理由であるかもしれない。しかも、大陸時代に編纂された教科書を使い38、必ずしも教師が台湾語に通じているとは限らなかった当時の状況をみれば、翻訳法よりも直接法の方が時間的・経費的・人材的にも、現実的であったことが考えられる39。では、仮に民衆がこのような態度を示していたならば、他方、「台湾語を媒介とした国語教育」の方針を打ち出していた国語推行委員会自身はどのような対応をみせていたのだろうか。

民衆補習班は、通常各県や市の政府などによって実施されていたが、ここで注目すべきは国語推行委員会が実施した民衆補習班における動きである。これは、班数的には毎年一桁台の「実験補習班」であったが、国語推行委員会の方針がそのまま反映されたものと考えてよい。果たして、ここではどのような教学法がとられたのであろうか。

1953年5月、国語推行委員会が国語実験小学校と福星国民学校の二箇所で4ヶ月間の期間実

験的な民衆補習班を開講し、前者で「直接教学法」、後者で「国語台語対照教学法」(翻訳法)を用い、どちらの教学法が有効的であるか検討を行った40。国語推行委員会の記録には、「工作報告」に「その教学法の効果を比較し、民衆補習班教学の参考として提供する」としてその実験の目的が明確に記されているが41、その翌年の1954年度の「施政計画」には、教学法は「国語教学には直接法を試用する」とあり、直接法に重点が置かれた記載となっていた42。この民衆補習班は1954年3月以降、経費不足のため学生募集を停止し、1955年1月からは国語推行委員会の新しい移転先である木柵で再開する。その委員会の1955年度の報告には、教学法に対する記載は見当たらないが、1956年の施政報告では「1955年からの木柵民衆実験班では(略)…新しく編纂した教科書及び直接法で国語を教学」とはっきりと記されているのである43。

このことは、実験を通じて直接法の有効性が確認されたことにより、従来の委員会の方針が転換したことを意味するものであった。また、これと時期を同じくして、1955年1月7日に教育部が、従来使用してきた民衆補習班用の教科書が不十分であるとして、「過去の方式と全く異なる」民衆補習班用の新教科書編纂を命じ44、それにより注音符号を全面的に活用した新しい教科書が採用された。更に、台湾省政府が主催した実験補習班についても、省政府による1955年度の「工作検討報告表」では、「国語教学には直接教学法を採用」と、教学方針を直接法に決定した形で明記されており45、民衆補習班の実験においても直接法の優位性が正式に認められた形となった。

更に、国語推行委員会による「台湾語と国語の対照教本」及び「比較学習の関連冊子」の出版が、1955年の『台語対照国語会話課本』を最後に終了していたことは、1955年が委員会の方針の「転換期」であったことの具体的な証明であった46。とはいえ、その1年前の1954年1月には国語推行委員会常務委員の王玉川が「民衆教育の推進には台語方言符号を積極的に利用すべし」と題した主張を、国語推行委員会を代表して発表していたことに注目すれば、少なくとも委員会はこの時点において、補習班などでの教学法には直接法が好ましいとしながらも、その一方では「台語方言符号」を活用した学習方法も変わらず奨励していたことがわかる47。しかも、その内容をみると、①方言符号を最初に学び、日常生活の必要に応えられるようになった後、②方言符号の知識を基礎として注音符号を学び、③注音符号が付いた書物を読んで標準国語を学ぶ、といった三段階の学習方法が最も適切な方法として挙げられていただけでなく、「方音符号を利用した書籍の出版による知識の獲得」までもが本来あるべき理想として述べられていたほどであった48。

しかし、既に紹介した張博宇による記述が現実に近いものであったとするならば、委員会が提唱したそのような方法は毎日の生活に追われて余暇の少ない民衆からはあまり歓迎されることはなく、また、その翌年からは委員会の方針自体も注音符号から直接国語を学習する方針が中心となり、転換していったのだと推測できる。ここから考えても、本来民衆補習班でその効果を発揮すると思われた「国語台語対照教学法」(翻訳法)も、この1953年の時点で疑問符がつけられ、2年後の1955年には切り捨てられていたと考えることができよう。

3. 兵役男性教育

過去に国語教育を受ける機会が十分でなかった、兵役適齢期を過ぎた男性のための「失学役男 国語補習教育」(「兵役男性教育」と略称)は、民衆教育の一環として位置付けられるものではあっ たが、実質的には民衆教育の中で最も重要視されていた。ここで筆者が指摘したいのは、民衆補習教育の中で「兵役男性」に対して注がれていたプライオリティの高さである。「現在政府が気にかけているのは、兵役男性の補習教育だけである」と国語学者の梁容若が批判していたことからも分かるように49、1950年代半ば以降の民衆補習教育は、「総動員態勢」に貢献すべきものとして、兵役男性を最優先とした国語補習教育を中心に進められていったのであり、「台湾語を媒介とした国語教育」を考える際に最も踏み込んだ検討が必要な部分なのである。

その兵役男性教育における国語学習が深刻な問題として表面化するのは、1954年のことである。 同年9月、聯勤総司令部が「43 (1954)年度の聯勤医院動員演習において、台湾籍の地方医師や 国民兵の中の多くが国語を話せず、また聞くこともできないため、作業の面で多大な困難を招い た」ことから、「演習総裁部が検討会議により、教育庁に国語運動を強化し、国家動員に対して協 力すること」を要請する内容の公文を教育庁に対して送付したことが『国語日報』で報道された50。 ここから国語推進における国防部、軍の関与が全面的なものとなっていくのである51。

入隊後速やかに軍事教育が受けられるようにするためには、入隊前に国語能力を備えさせる必要性があることに鑑み、軍事教育の成否を民衆教育に求めた政府は1956年9月に「民衆教育工作小組」(召集人:教育部社会教育司長王星舟)を成立させ、1956年10月から新竹市の四箇所において兵役男性を優先対象とした国語補習実験を実施した52。

「民衆教育に対して向けられていた以前の冷淡な情況を 180 度転換させた」53とするその国語 補習実験は 1957 年 8 月までに二期にわたって実施されたが、その実験報告を見てみると、教学 方法は「直接法が最も適切」との理由から、直接法を全面的に採用するとした記述がなされている。それは前述した国語推行委員会の民衆補習班における実験結果を踏まえたものであり54、その後も国語推行委員会が出した結論に倣い、兵役男性を対象とした補習班では一貫して直接法が使用されたのである55。その実験の意義とは、実験の成果を反映した 1957 年夏季の補習班に、アメリカの在台軍事顧問団が「アメリカでの新兵訓練の参考」を目的として視察を行ったほどであった56。

国語補習実験終了から4ヶ月後の1957年12月27日に教育部、内政部、国防部が合同で開催した「46年度暑期台湾省民衆(役男)補習教育工作検討会」では国防部副部長の馬紀壮が兵役男性の国語補習教育について、「兵役男性が国語を知らないことで、入営後に再び国語訓練を受けることとなれば軍事訓練の時間が減ってしまう」こと、並びに「国語ができるようになれば言語の壁もなくなり、軍隊の中での団結も強まり、兵士の士気を高めることにもつながる」という理由から、「国防部にとって極めて必要な工作である」として兵役男性の国語補習教育を重視する国防部の態度を述べているが57、その検討会に政府の様々な機関から百数十人もの人員が参加したことは、同問題を重要視する政府全体の姿勢の表れであったといえよう58。

そもそも、前節で述べた国語推行委員会による一般の民衆補習班対象の教学法実験は1953年5月に行われているが、しかし、なぜ1953年に突如としてそのような実験が行われたのか。これに対する答えは、台湾における徴兵制度、すなわち、1953年1月10日に台湾省で初めて「補充兵」の入隊が開始したことにその理由が見出せる59。この「補充兵」は、台湾における徴兵制度の確立と国軍の体質変化を象徴するものであったとされるが、国語ができない多くの台湾人「補

充兵」の入営は当然ながら訓練時に支障をきたすこととなり、台湾における国語推進の現実的必要性が政府の眼前に突きつけられたのであろう。そして、そこではより効率的で即効性のある「直接法」による国語教育が選択されることとなったのである。

しかし、1957年の年末の時点でも、毎年入営する男性の 20 パーセントは国語の読み書きができない状態であったことから60、1950年代においては如何に早急に、そして何よりも如何に効率的に国語を習得させて軍事訓練に支障をきたさないようにするかが最重要視されていたのであった。それは、1957年2月19日に「台湾省失学民衆強迫入学施行細則」(肆陸府教 5 字第 26940号)が公布され、「兵役男性を最優先」とした強制的な補習教育への参加と、違反者に対する罰則が義務付けられたことに明白であった61。

松永正義も、「冷戦=内戦に対処する総動員態勢の確立のなかで、『国語』の問題が大きくクローズアップされてきた」と指摘しているが62、このようにみると、「台湾語を媒介とした国語教育」の転換点自体も、それを 2・28 事件というより、亡命政権として台湾に逃れた国民党政権が 1950年代に強力に推し進めた「総動員態勢の確立」に求めるべきであるように思われる。それは、2・28 事件後においても国語推行委員会によって方言の重要性が「民族主義の立場から」引き続き提唱され、また、民衆補習班でも翻訳法は引き続き使用されていたものの、総動員態勢の中での早急な「国民兵」養成という軍事的要請から、「台湾語を媒介とした国語教育」の主張も、「兵役男性教育」を主眼とした国語補習の徹底化が図られていった 1950 年代初頭から半ばにかけて薄らいでいったと思われるからである。台湾全土の学校で見受けられるようになった方言使用の際の罰則にしても、そこには軍隊の国語教育の影が見え隠れしていたように63、台湾の国語教育と軍との緊密な関係の中で「台湾語を媒介とした国語教育」も終わりを告げることになったのではなかろうか。

第3節 「台湾語を媒介とした国語教育」と何容

次に、国語推行委員会の代表的人物をとり上げ、「台湾語を媒介とした国語教育」の考えその ものについても若干の検討を加えてみたい。

「台湾語を媒介とした国語教育」を提唱した中心的人物は主に二人いる。一人は国語推行委員会初代主任委員の魏建功、そしてもう一人が同委員会初代副主任委員で魏建功の辞職後に主任委員に昇格した何容64である。初代主任委員として、魏建功が戦後台湾の国語構想の確立に果たした功績は少なくなかったが、魏の委員会在籍期間はわずか1年半であり、台湾にいたのは12ヶ月にすぎない。一方の何容は、国語推進の指導的立場にあり続け、1990年に他界するまで、その生涯を台湾における国語推進に尽瘁したといっても過言ではない65。戦後台湾における国語政策の連続性と一貫性を考えた場合、何容の言語観を辿る作業は必要であろう。

当時、台湾の置かれた特殊な状況に対して「台湾語の本来あるべき地位を回復し」、「台湾語から比較の方法で国語を学ぶ」という考えを台湾において文章で最初に発表したのは、何容であった66。何容は、魏建功が「台湾省国語運動綱領」を発表する約1ヶ月半前の1946年4月7日(国語推行委員会成立の5日後)に、『台湾新生報』で「台湾語が有すべき方言の地位を回復させる」

という題でその主張を発表する67。

「国語を推進するために、方言を消滅させる必要もなく、また、そうすることは不可能である」 という冒頭でこの文章は始まる。「方言を保存することで、比較対照の方法をもって国語を学ぶこ とができ、よって国語の推進にとって助けとなるのである」とする何容の主張を一言でまとめる ならば、「中国人としての民族的観点に立てば今後は日本語を使用すべきでなく、また、外国語で ある日本語の知識と思考に基づいて国語を学ぶよりも、同じ『中国の国語』(広義の意味で)であ る方言と国語の間の相関性を理解しながら学ぶほうがはるかに容易である」、というものであった。 その何容の文章に対する反響は実に大きく、「台湾語を復元して国語を学ぶことは、言語干渉 を招くだけで国語推進の障害になる」、「『国語第一』とする新生台湾建設には、方言の回復に益は なく、国語の推進を提唱すべき」との理由から反対意見68が出されたのに対して、建国中学校長 の陳文彬69が何容の主張を全面的に支持し、「方言の回復は国語推進を助ける」として真っ向から 反論するなど70、何容の主張をめぐって新聞紙上で激しい論争が引き起こされたほどであった。 だが、何容は当初から、「方言から国語を学習するということは、決して新しい理論ではなく、 平凡な事実である | 71と述べていた。方言と国語を比較して学ぶ「方音比較」は、教育部による 「国語講習課程暫行綱要」(1940年11月2日制定)第3条に定められていたことからも72、台湾 に限った特別な処置ではなかった。また、「台湾語の復元により日本語を排除しうる」という方針 は、台湾を接収する過程において教育部国語推行委員会によって早くから提出されていたもので あり、「台湾語の活用」というアイデア自体は「光復」前に既に決定されていた方向性であった73。 では、この何容の主張の独自性とは何だったのか。この何容の主張のなかで最も象徴的な意味 を持つと思われるのが、タイトルで指摘された点、すなわち「方言を本来あるべき地位にまで回 復させること」である。この何容の主張で注目すべきは、それまで言われてこなかった台湾語の 「地位回復」について言及し、問題として指摘した点にある。この点については、何容は文章の なかでこのように述べている。

台湾語は日本語によって消滅さればしなかったものの、しかし、既に日本語によって撹乱され、多少変質してしまっている。それだけでなく、日本語による強力な圧迫を受けたため、台湾語は我が国の他の地域の方言と比べ、そのあるべき地位を喪失してしまっているのである。現在本省では国語の推進はもとより重要ではあるが、しかし同時に、われわれは台湾語のあるべき地位を回復させるための方法を講じなければならない。

当時の台湾では、本省人、外省人を問わず「国語がうまく話せなければ日本語を使う」、という風潮があったとされ、外省人も日本語で本省人と会話することを好む者が多かったという。一方の台湾語は、日本統治時代に抑圧を受けたため、ある意味「下級言語」としての位置付けを余儀なくされてしまっていた。このような、「台湾語を軽視する風潮」に対して、何容は外省人に対して次のように諭すのであった。

内地から来た台湾語ができない人は、広東語ができない人が広東に来て広東語を学ばなけれ

ばいけないのと同様に、台湾語を学ぶべきである。なぜなら、台湾語は内地の各種の異なる方言と同様に、学習されるべき資格を持っているからである(略)…われわれは台湾語が有すべき地位を回復するには、まずわれわれの台湾に対する心理態度を変えなければならない。現在、外省人や本省人に拘らず台湾に対する心理態度としていえることは、少なくとも、台湾語を他の地域の方言と同様に見なしていないのである。それゆえ、私はこの問題を提起し、人々に注意を促すのである。

何容は、台湾語を回復して国語学習に役立てるだけでなく、それ以前に、「台湾語に対するわれわれの心理態度を変える必要」があることについて言及していた。「台湾語」を「大陸の各地方の方言」と同様の扱いをすることが、台湾人に「中国人」としての民族観念を回復させるために必要な心理建設の第一歩なのだとする、このような何容の「台湾語観」を背景に「台湾語を媒介とした国語教育」は提唱されていたのである。このことは、「台湾語を媒介とした国語教育」を考える際に忘れてはならない点であるように思われる。

第4節 「内部化された日本語」の扱いをめぐって —「国語—方言」関係に及ぼした影響—

2・28 事件の約3ヶ月後である6月1日にも「方言は国語の礎である」という文章を発表していたように、2・28 事件を境にして「方言」に対する何容の主張が変わることはなく、むしろ、勢いを増していたようにもみえた74。

しかし、その一方で、日本語の使用や「日本語欄の復活」に対しては、民族的見地から明確に 反対を表明し、「言語を道具」と見なす考えを何容は痛烈に批判していた。言語というものは、工 場の中にある単なる機器などと違い、民族的な「思考」方式に大きな影響を及ぼす「精神的な道 具」であり、甚大な犠牲を払い「八年抗戦」に勝利した中国の領土においては、台湾同胞の頭か ら日本語を駆逐し、「漢語漢文の光復」が達成されない限り、台湾の真の光復は達成されないのだ、 と何容は述べていた75。

「日本語は中国語の大敵」と何容がいっていたように、「敵」はあくまで「日本語」であり、同じ中国の言語である「方言」は中国人にとって擁護すべき存在とされた。事実、台語方音符号も、日本語の仮名の代替品となるよう76、台湾から日本語を排除するために政府側から必要とされたものでもあった。しかし、内部化されてしまっていた日本語を最終的にいつ排除するかについては、民意機関による決議など、台湾人自身の意思と選択を尊重すべきであった。それは、日本植民地統治を通じて上から強制された言語であった日本語も、台湾人にとっては近代的な生活を営み、自己を表現するための「唯一無二の思考言語」となっていたからである77。

突然の日本語欄廃止に対する台湾人の憤りは、日本語欄廃止が報道された直後である 1946 年 6 月 28 日 (日本語欄廃止の約 4 ヶ月前) の『台湾新生報』に掲載された台湾人医師、彭火炎による投稿「日文廃止と国語普及」に非常によく表されていた (原文日本語)。

…「中華民国の新聞に外国文たる日文を存続させる理由はない、当然廃止すべきである。」 との原則論には誰しも異論はない、又異論があってならないものである、しかし私はまだ時期 尚早であると認める、理由は簡単である、假に 10 月頃廃止されるとしても光復後僅かに 1 ヶ 年、光復直後直ちに国文の勉強を再開したとしても今迄国文の素養の無かった者が1ヶ年の短 日月で果して新聞の国文がスラスラ読める様になり得るだろうか?私は遺憾乍ら「否」と答え る、学生で立派な先生に就いて専心に学習出来る者は別として社会で世知辛い生活と戦い乍ら 僅かの余暇を偸んで学習している者にとっては到底不可能である、私自身の例を引いて恐縮で あるが、田舎で医者を開業し乍ら国語国文を学習するのにどれだけ苦労したか、月謝や費用は 別問題としても、近くに良師は無し、台北の講習所へ毎日通う時間的余裕は到底無い、(略) …私は日文版を廃止するよりも寧ろ積極的に日文版を国語国文の普及に協力させることを提 唱したい、即ち国文紙上講座を復活し、公文書だけでなしに広く一般の時文を解説すること、 現在の国語副刊は寧ろ日本時代の皇民新聞(初学者や少年の為の国語新聞)の例に倣って易し い国文の新聞欄にし、要すれば難しい字句に注音や解説をつけること、そうすることが国語国 文の初学者たる私達にとってどんなに有難いか分らない、現在外省人の諸先生に口開けば台胞 の日本化を叫び、三歳の童子も日本語を話し本省青年の殆ど大部分は日本文を書くと言う、之 が事実としても(稍々事実に近いといえる)ローマは一日にして成らず、日本が如何にして彼 等の国語国文の普及に斯かる優秀なる効果を挙げ得たかを考えて見たことがあるだろうか? そしてその日本治下でさえ台湾の新聞の漢文欄が廃止されたのは事変に入ってからであり、又 台胞の日本化を目的とした所謂皇民奉公運動に於いてさえ政府施策の主旨徹底の為には講演 会や毎月開かれる常会に於いて台湾語の使用を許していたことを知っているだろうか?政府 当局や新聞社の諸先生よ!政治は生物である徒に面子に捉われて実状にそぐわない原則論を 振りかざすこと勿れ!如何なる施策も民衆の心からなる協力合作を得なければ充分なる効果 を挙げ得ないことは過去半ヶ年の経験が之を証明している、国語国文の普及もこの例外では有 り得ない、私達としても一日も早く国語が話せて新聞の国文欄がスラスラ読める様になり度い、 どうして何時迄も日文欄に恋々としていることがあろうか、問題はその時期である、願わくは 政府は文化機関と緊密に国語国文普及運動を推進し、大体新聞読者層の三分の二以上が国文欄 を読解出来る様になった時が、日文版廃止の時期であると信ずる。尚以上は私一個人の意見で あるが、民主政治が人民の与論を尊重する建前である以上、本問題についても更に多数読者(殊 に青年層)の与論を聴取される様希望する。78

彭火炎は、あくまで「私一個人の意見」としてこの文章を書いているものの、日本語欄廃止に対して、台湾各地の議会における相次ぐ反対決議や世論調査での結果に示されていたように79、ここで吐露されている心情は、当時の多くの台湾人を代弁するものだったといえるだろう。だが、日本語の使用でもって台湾人が「奴隷化」されたとする統治エリート側の論調は、植民地における被統治側の苦悩を蹂躙するものであった80。植民地の経験を「国恥」とする国民党政府によって台湾人の民意は顧みられず、多くの台湾の地方民意機関による反対にも拘らず、「光復」の1年後に一方的にその廃止を通達した。戦後の「言語転換」という脱植民地化の過程においても、

機軸となるべき台湾人の「自主性」が考慮される余地はなかったのである。

台湾人は、日本植民地政府という「他者」から国民党政府という「同胞」による統治を当初は 期待を抱きつつ歓迎したものの、それが結局は「他者」による統治であることを発見するには時間はかからなかった。何容も、方言に対しては寛容であったが、日本語に対しては一切妥協する ことはなかった。国民党政府や外省人が有していた抗日戦争体験の記憶は、台湾における「日本 語・日本文化」に対する対決姿勢の源泉となっていたが、そのことは皮肉にも、植民地支配によって「日本語・日本文化」の内部化を余儀なくされた台湾人の「日本語擁護」を「奴隷化」以外の 論理で理解する余地をも奪ったといえる。そして、このような日本語に対する認識の相違に加え て、省籍間の言語の壁を無くすという、「融和」のために選ばれた早急な「上からの国語推進」の 道が、「国語『運動』」として本来あるべき自発性、すなわち「下からの国語推進」の力量を損な い、反対に国語の「外来性」を台湾人に感じさせる結果を招いた可能性は否めない。

「光復」当初、台湾人は皆挙って国語を熱心に学習したとされるが、「日本語の排除」と「国語の推進」両方において台湾人自身の意思介在が許されなかったそのことが、大陸時代から継続されてきた大衆的な「運動」としての国語推進を、台湾においてはただの上からの高圧的な「国語政策」認識に変えてしまったとはいえまいか。下からの力量を必要とする「国語運動」が、強制的な「国語政策」として認識されたときに、台湾人にとっての国語の「外来性」が感じられるようになった、その契機が生まれたと考えられはしないだろうか。

日本統治下では42年間もの歳月をかけてようやく1937年に新聞雑誌から漢文欄が廃止されたのに対して81、国民党統治下ではわずか1年で日本語欄が廃止されたが、その強行処置は「民族」の名の下で正当化された。なかには、「好い意義において台湾全体を中国化させるため、迅速な国文の推進は当然重要」、「日文の存在を許すことは、国文の普及を確実に妨げる」として、政府による即時禁止処置を支持した本省人系の『民報』のような主張もあったものの82、台湾人にとって近代的生活を送るために不可欠な出版・教育言語である「日本語」が一方的に排除され、翻って「同じ中国の言語」という、あくまで民族主義的な理由から「台湾語」の復元が求められたことは、政府による施策が、その言語を用いて実際に生活を営んでいる台湾人の実状と需要を鑑みない、「台湾人の自主性」を無視したものと認識される結果を招いたのではないだろうか。その結果として2・28事件が発生し、その際に多くの台湾人が日本語を使って外省人と本省人を区別したことは、「上からの民族主義の押し付け」に対する反発の表出であったとも考えられるのである。2・28事件が収束してからも、何容は「民族の融和」を主張し、国語推行委員会も台語方音符

2・28 事件が収束してからも、何容は「民族の融和」を主張し、国語推行委員会も台語方音符号を指導83、関係書籍を出版するなど84、変わらず「台湾語を媒介とした国語教育」を提唱し続けた。その間に政府は「政府施策の主旨徹底の為」、一旦は禁止した日本語を用いた『軍民導報』を1950年6月1日から発行したが85、それだけでなく、同月13日には蒋介石の指示により、「軍民合作」と「行政効率向上」のため「外省籍の公務員は全て台湾語を学習すべし」との命令が行政院によって発せられ86、あたかも政府の言語政策が融和的に転じたかのようにみえた。

その行政院の命令に基づき、1950年の夏には全省で一斉に台湾語講習会が開催され⁸⁷、極めて 短い期間ではあったが一時的な「台湾語の講習熱」⁸⁸が巻き起こった。だが、そのような状況に おいて政府が如何に「台湾語を媒介とした国語教育」を提唱しようとも、2・28事件を契機とし て政府に対する不信感が拭えなくなってしまった台湾人にとってすれば、その方針の提唱が「上からの日本語禁止」と同様、台湾人の意思決定が介在しない「上からの言語政策」であると受け止められた可能性は、たとえそれが一時的なものであったとしても否定できないのではないだろうか⁸⁹。何よりも、2・28事件から約3ヶ月後、何容が「『台湾語を媒介とした国語教育』を提唱しているのにも拘らず、このアイデアが本省人によってほとんど重要視されていない」⁹⁰と悲嘆していたことは、この事実を裏付けるものであったように思われるのであり、台湾における言語政策が、「台湾人の総意を反映したもの」として、急進的ではなく柔軟に進められていたならば、その後の「国語」推進が違った様相を見せた可能性はあったようにも思われるのである。

おわりに

以上の考察を通じて、国語推行委員会によって当初提起された「台湾語を媒介とした国語教育」 という考え方について、それが果たしていつ頃まで有効性をもっていたのか、また、何容の主張 に込められた意義や日本語欄廃止の与えた影響などについて検討を行った。

ここから結論を述べるとすれば、国語推行委員会の動きから方針の転換を検討した場合、それは 2・28 事件「以降」であることは事実であるものの、その「転換点」を求めるならば、2・28 事件というよりも、1949 年 12 月に国民党が台湾に撤退し、台湾において「国民兵」養成が叫ばれた 1950 年代以降であった、ということである。もし、その方針の転換期を国語推行委員会の実験補習班や出版活動などから厳密に特定するならば、おそらくそれは「光復」から 10 年が経過した 1955 年頃ではなかったかと思われる。また、日本からの植民地統治を脱した直後の台湾において「台湾語を媒介とした国語教育」という考え方が提唱されたのは、あくまで「外国語」であり、抗日戦争を戦った中国人にとっての「敵性言語」である日本語を排除するためであった。また、日本語を排除し、国語が広く一般的に普及する以前の「過渡期」に適用されるとしたこの考えで重要なのは、「従方言到国語」という理論だけに止まらず、「方言に対する平等な地位観念の回復」を提唱したことにあったが、その一方で、日本語欄の廃止にみられるような台湾人不在の政策実施は、「台湾語を媒介とした国語教育」の意義を矮小化させてしまったといえる。

「台湾語を媒介とした国語教育」とは、そのような「過渡期」のための考え方とされたが、そもそも、「光復」から数えて10年の歳月は、「過渡期」の終わり91に相応しいとみなされたのかもしれない。しかも、当時の社会状況に目を向けてみると、1954年から1955年にかけて第一次台湾海峡危機が勃発しており、また、「一年準備、両年反攻、三年掃蕩、五年成功」のスローガンで期限とされた5年目が過ぎたのもこの頃であった。台湾の防衛のために総動員態勢の強化が必要とされるなか、兵役適齢男性の国語補習の徹底化が図られたように、一層の国語普及が求められていったことも想像に難くない。そのようななかで、「台湾語を媒介とした国語教育」も、その「過渡期」における役割を終えることとなったのだろうか。

内戦の結果、中華民国は台湾という大きさにその領土が限定されたが、このことは皮肉にも、「統一言語による近代化」という中華民国にとっての「国家的目標」の早期実現を可能にしたといえよう。1950年代とは、その台湾という大きさの国土のなかで、国語の「標準化」・「統一化」

が進展をみた時期であったが92、その時点では「方言」と「国語」の対立関係はそれほど顕在化しておらず、それは国語推行委員会の方針にも明らかであった。しかし、1966年には学校での方言使用に対して正式に罰則規定が設けられたように93、1960年代以降において国語は「民族統一」の象徴として、ひいては「中華民国」の正統性を担保する存在として強力に推進され、一方の「方言」は国語推進の障害とする見方が強まっていった94。その過程では、それまでの「統一言語による近代化」の役割というよりも、むしろエスニックな問題を収斂させ、封じ込める役割が国語に対して求められていったのではなかろうか95。

やがて、1980年代以降は都市部の若年層を中心に「母語」の消失が叫ばれるようになり、2001年秋からはついに初等教育の段階で母語教育が義務化されるに至った。現在、テレビでは多くの台湾語番組が放送され、かつての「方言」は着実に復権を遂げたかのようにみえるが、その一方で、言語をめぐる記憶がエスニックな関係性に投射され続ける現状も当分の間変わらないように見える。それだけに、「国語」と「方言」の関係性における「揺らぎ」の起源といった、戦後初期における言語政策の転換点については、今後も検証する余地が残されているように思われる。

付記 本稿は、2004年10月30日に開催された第5回台湾歴史文学研究会(於:一橋大学)で報告した『国語』推進と『方言』—『台湾語を媒介とした国語教育』再考」の報告原稿を大幅に加筆・修正したものである。松永正義、丸川哲史の両氏を始め、筆者に貴重なコメントを下さった皆様にこの場を借りて厚く御礼を申し上げたい。なお、本稿は、早稲田大学21世紀COE「現代アジア学の創生」(拠点リーダー:毛里和子)若手研究者研究支援事業の研究成果である。

注

- 1 本稿でいう「国語」は、北京官話を基礎にして中国大陸で制定された中国標準語を指す。「方言」とは本来中国の方言全てを指すが、本稿では主に本省籍漢人の母語である閩南語や客家語のことを指す。現在「台湾語」を「方言」と呼ぶことはあまりみられなくなったが、本報告では歴史的な記述を重視し、戦後一般的であった「方言」をそのまま使用する。また、近年の台湾社会では、「台湾語」を、本省籍漢人が話す閩南語だけでなく、客家語、原住民諸語、そして「台湾国語」を包含する用語として使用すべきとの声もあるが、本稿では戦後長らく「台湾語」は「閩南語」を指していたことに鑑み、当時の慣例に従い「台湾語」は主として「閩南語」を指すこととする。
- 2 松永正義「戦後台湾の『国語』問題」『一橋論叢』第131巻第3号、2004年3月、26頁。戦後台湾の「国語」をどう考えるかについては、松永による同論文が極めて示唆的な視点を提示している。
- 3 例えば、何義麟は 2・28 事件を扱った最近の研究の中で、「しかし、2・28 事件後には、このような台湾語を媒介とした国語普及政策は大きく転換し、一転して方言は国語普及の障害物と見なされ、使用禁止とされることになったのである」とし、Hsiau も、「単一言語主義は 1947 年の 2・28 事件後に厳格に実施された」と記述しているが、両者の記述では「2・28 事件後」を挙げている点で一致しているものの、「台湾語を媒介とした国語普及政策」にとって 2・28 事件が「直接の転換点」であったのか、それとも 2・28 事件から「その後の転換」までに時間的な間隔があった場合、どれぐらいの年月が経過した後に転換したと考えられるのか、などについては触れられていない。また、「台湾語を媒介とした国語推進」については藤井(宮西)久美子も若干言及しているものの、国語推行委員会の方針がいつ頃まで有効性を持ちえたのか、もしくは 2・28 事件と委員会の方針転換に連関性が存在するのか、といった問題については全く触れていない。何義麟『二・二八事件―「台湾人」形成のエスノポリティクス―』東京大学出版会、2003 年、98 頁。A-chin Hsiau, Contemporary Taiwanese Cultural Nationalism, London and New York: Routledge, 2000, pp.126。藤井(宮西)久美子『近現代中国における言語政策―文字改革を中心に―』三元社、2003 年、150-151 頁。
- 4 松永正義も、「台湾語を媒介としての『国語』教育という考え方が、建前としてであれいつ頃まで

あったのかはよくわからないが、(略) …50 年代にも、台湾語から国語へという方針は、建前としては否定されずにあったが、やがて忘れられていったのではないかと思われる」と述べており、この方針転換の所在が未だ不明瞭である点を指摘している。松永正義、前掲論文、32 頁。

- 5 単于「恢復母語・歩向国音」『台湾新生報』1948年1月8日、第5版。
- 6 魏建功「国語運動綱領」『台湾新生報』(「国語」第1期)、1946年5月21日、第6版。なお、日本語訳は黄英哲の論文から転引した。黄英哲「戦後台湾における『国語』運動の展開―魏建功の役割をめぐって―」『法学研究』第75号第1号、2002年1月、416頁。
- 7 何容「対本省国語運動的回憶与希望」『中央日報』1949年11月30日、第7版。
- 8 同上。
- 9 『台湾新生報』1946年2月13日、第2版。
- 10 『台湾新生報』1946年6月24日、第4版。
- 11 嘉義市議会:1946年7月27日(『台湾新生報』1946年7月29日、第4版)、台南市南区区民代表里長聯合大会:同年7月28日(『台湾新生報』1946年7月31日、第4版)、新竹市参議会:同年7月17日(『台湾新生報』同年7月20日、第5版)、高雄市参議会:同年7月25日(『台湾新生報』1946年7月28日、第4版)など。
- 12 台南市参議会:1946年8月?日(『台湾新生報』1946年8月13日、第4版)、台中市参議会:同年8月14日(『台湾新生報』1946年8月16日、第4版)、花蓮県参議会:同年8月?日(『台湾新生報』1946年8月22日、第4版)、新竹県参議会:同年8月?日(『台湾新生報』1946年9月1日、第4版)、高雄県潮州鎮鎮民代表大会:同年9月4日(『中華日報』1946年9月5日、第4版)など。
- 13 許雪姫「台湾光復初期的語文問題」『思与言』第29号第4期、1991年12月。何義麟「『国語』の 転換をめぐる台湾人エスニシティの政治化」『日本台湾学会報』第1号、1999年5月。
- 14 許雪姫によれば、魏道明が陳儀の後任として行政長官公処長官に就任した後、国語普及の妨げにならない範囲において日本語欄を容認する発言をしたものの、実際に日本語欄が復活することはなかったという。(許雪姫、前掲論文、181-182頁)。その後、1950年6月からは反共宣伝を目的とした『軍民日報』という日本語による新聞が発行されたが、長くは発行されなかった(注85を参照)。
- 15 所長王潔宇、指導員朱兆祥の他、推進委員 3 人。1946 年 10 月 1 日に台北北部の北投に設置され、1947 年 3 月 10 日に淡水に移転、同年 8 月に実験を終了した。張博宇『台湾地区国語運動史料』台北、台湾商務印書館、1974 年、141 頁。
- 16 「中小学教師施教応一律用国語不准用日語講教」(致午篠署教字第7085号)では、「本省では来学年度より(本年8月より)、各小中学校教師が授業を行う際は、一律国語(本省の方言を含む)を使用することとし、日本語を再び使用してはならない…」とある。張博宇主編、『台湾地区国語推行資料彙編(上)』台中、台湾省政府教育庁、1987年、202頁。
- 17 『中央日報』1951年7月14日、4版。
- 18 台湾省政府教育処編『台湾省教育叢刊之四 台湾之国語運動』台北、台湾書局、1948年、3頁。
- 19 林能雄「国民学校低年級教学応用語言問題」『台湾教育輔導月刊』第1巻第4期、1951年2月、 85 頁。
- 20 何容「論麻胡主義的国語教育」『台湾新生報』1946年3月10日、第2版。
- 21 人口の比率からいって、一般的に学生の大多数は閩南語を母語とするが、もし教室に閩南語を解さない客家の学生がいた場合、閩南語による教学実施は難しくなる(陳美如『台湾語言教育政策之回顧与展望』高雄、高雄復文図書出版社、1998 年、106-107 頁)。しかし、それ以上に、1949 年 12 月の国民党政府の台湾移転に伴って多くの外省人とその子女が台湾に移住してきたことは、国語を教学用語とする必然性を付与したはずである。例えば、政府が台湾へ逃れる直前の 1949 年 10 月 2 日付けの『台湾新生報』には、台湾に逃れてきた外省人学生が「外省人学生は国語で授業を受けることを望む」として、教育当局が一刻も早く授業の教授言語を台湾語から国語にすることを全省の学校に通達するよう求める連名の投書が既に掲載されていたように(『台湾新生報』1949 年 10 月 2 日、第 10 版)、基本的には「棲み分け」が多くの地域で行われたとはいえ、当時の人口の 3 分の 1 が流入したインパクトは、特に大都市において小さくなかったと考えられる。
- 22 1951 年 10 月に国語推行委員会常務委員の王玉川が発表した文章で、王は友人から聞いた話として 次のような事例を紹介している。

台北市のある国民小学において、閩南語が話せないある教師が国語だけで授業を行ったため、生徒の保護者が校長に対して抗議をしてきたという。そのため、校長がその教師に対して「閩南語で教えるよう」注意したところ、その教師は、「政府が再三国語による教学を求めているのだから、全教職員が国語に改めるべきであり、そもそも私自身は閩南語ができない」と主張した。すると校長は、「理論は理論、現実は現実であり、学生は閩南語しか聞き取れないのだから、閩南語で授業ができない場合、国語がわかる学校へ移動してもらうしかない」と述べたという。

王はこの事例を紹介し、「どちら側にも言い分はある」と述べながらも、このような事態を回避するには直接教学法による教学しか解決方法はない、と結論付けていた。王玉川「一件小事児、也是一個大問題」王玉川『我的国語論文集』台北、国語書店、1963年、57-62頁(本来は『国教季刊』第三期、1951年10月に所収)。

23 その理由として、研究に携わった趙継長は、次のように述べていた。

直接法とは、本来は西洋各国において外国語を教える時に使われる方法である。われわれが現在国語を教える際にこの方法を使用する主な理由は、国語を教える人が皆台湾語を話すことができるとは限らないからであるが、同時に、台湾語は外国語ではないものの、結局のところ国語との距離がとても遠いのである。

ここでは直説法がベルリッツやグアンに代表される西洋の理論として紹介されており、戦前の日本 語教育の中で生まれた直説法との関連性については全く触れられてはいない。趙継長「本省籍(不 憧国語)児童国語科教学的研究」『台湾教育輔導月刊』第1期第2巻、1950年12月、19頁。

- 24 この新しい教学法は、国語推行委員会付属国語実験小学校での教学法改善の実験結果をもとに委員会が出版した『小学国語教材問題』の中でとり上げられ、それが1952年の中国教育学会年会における同委員会の報告により教育行政当局の注目を集め、全省の国民学校で1954年から実施された。方師鐸『五十年来中国国語運動史』台北、国語日報社、1964年、158頁。張博宇主編『台湾地区国語推行資料彙編(中)』台中、台湾省政府教育庁、1988年、449頁。
- 25 洪炎秋『教育老兵談教育』台北、三民書局、1968年、54頁。
- 26 国語推行委員会の 1955 年の「工作報告」でも、「例年にわたって各国民小学校に直接教学法で国語を教えるよう指導している」との記載があることから、学校教育では方言を用いない直接教学法の採用が一貫して指導されていったことがわかる。張博宇主編、前掲書『台湾地区国語推行資料彙編(中)』 336 頁。
- 27 従来は科学的な方法に依拠した教学方法が徹底せず、1918 年に公布された注音符号も教育家から軽視され、伝統的な「就字認字」(漢字を一つ一つ覚える)といった方法に基づいた教科書が編纂されてきたという。そのため、漢字学習の際の負担が軽減されないだけでなく、政府が求めた国語による教学も実現できなかったという(祁致賢『国語教育』台北、国語日報出版社、1961 年)。また、注音符号を最初に学習することは、1920 年に教育部が修正公布した「国民学校令施行細則」第4条に規定され、その後も1935 年に教育部が公布した「促進注音国字推行弁法」第3条でも「国民学校初級小学1年の前学期には、国語科の全ての教学時間の半分以上において、最初もしくは並行して注音符号を教えるべきであり…」と規定されていたものの、これらは大陸時代にはほとんど遵守されることがなく、台湾において初めて徹底的に実施されるに至ったという。洪炎秋「台湾光復以後国語教育運動」『教育文摘』第11巻第10期、1964年10月、4頁。
- 28 国民党政府の台湾移転後は、従来の注音符号軽視の風潮を改めるよう、国語推行委員会が注音符号の活用を積極的に提唱したが、その過程では大陸で共産党政権が推進する識字教育への対抗が強く 意識されていたことも無視できない点である。何容『共匪識字運動之研究及我們的対策』台北、中央委員会設計考核委員会、1953 年。
- 29 『国語日報』1957年6月30日、第4版。
- 30 1950 年代初頭、台湾の学校における国語運動の成果については、「小学校はとても優れ、中学校は ややひどく、大学は更にひどく、社会が最もひどい」といわれていたという。だが、台湾大学の入 学試験における本省籍学生と外省籍学生の国語科目の点数差は、1950 年には12点、1951 年には 10点、1953 年には5点に縮まっていたといい(1954 年以降は「聯考」が試験的に導入されたた め統計はないが、洪炎秋の推測によればその差は恐らく2、3点差であったとされる)、ここから「読 み・書き」における本省籍学生の国語能力の向上が窺える。洪炎秋、前掲書、55-56頁。
- 31 例えば、1952年の「台湾省国民学校加強国語教育弁法」、「台湾省師範学校輔導国民学校加強国語

教育弁法」など。張博宇主編、前掲書『台湾地区国語推行資料彙編(上)』366-368 頁。

- 32 だが、方言の擁護には常に反対派からの批判もつきものだったようである。序文の中で朱は、方音符号を活用して漢字を覚えることに反対するのは、「方言を外国語とみなす間違いである」として厳しく非難している。朱兆祥『台語方音符号』台北、台湾省国語推行委員会、1952年、1-3頁。
- 33 『台湾文化事典』によれば、既に白色テロの時代には国語を話さない学生に対して立たせたり、口や手を叩いたり、罰金を科したり、札をかけたり等の行為があったという(「国語運動」、林砂乾等総編輯『台湾文化事典』台北、国立台湾師範大学人文教育研究中心、2004年、667-668頁)。
- 34 張博宇、前掲書、115頁。
- 35 同上、115-116頁。
- 36 1948 年 1 月の『台湾教育』創刊号にも、「国語台語対照教学法」(翻訳法)に基づき、台語方言符号を活用して国語の補習を北投で実際に行っている教師が、その有効性を紹介する記事が掲載されていたように、翻訳法による国語学習が民衆補習班の見本とされていた。蕭良政「民衆夜校国語教学略述」『台湾教育』創刊号、1948 年 1 月 1 日、19・20 頁。
- 37 張博宇、前掲書、115頁。
- 38 張博宇によれば、そもそも民衆識字教育自体が「識字教育の目標を達成できず」失敗に終わったとされ、その原因が台湾の民衆に適さない教材(1947年に大陸で国立編訳館によって編纂され、台湾の状況にそぐわない内容の民衆補習班用教科書)の使用にあったという。同上、116頁。
- 39 とりわけ、人材面での欠乏は「台湾語を媒介とした国語教育」の実施をより困難にさせた。翻訳法の場合は、方言と国語の両方に通じた人材でなければ実際に教えることが難しいため、もし外省人教師が台湾方言を解さない場合は自然に直接教学法が選択される可能性が高かったといえよう。
- 40 『聯合報』1953年4月24日、3版。
- 41 張博宇主編、前掲書『台湾地区国語推行資料彙編(中)』242 頁、252 頁。
- 42 同上、294 頁。
- 43 同上、365 頁。
- 44 『国語日報』1955年1月8日、第4版。
- 45 張博宇主編、前掲書『台湾地区国語推行資料彙編(中)』338頁。
- 46 国語推行委員会によって出版されたものは、張博宇によれば以下の通りである。
 - ①「台語羅馬字」(1948年、『国語日報』「語文乙刊」掲載。単行本としては未刊行)、②『台湾省適用注音符号十八課』(1946年10月、これより以下は全て国語推行委員会より刊行)、③『国台字音対照録』(1947年9月)、④『廈門方言符号伝習小冊』(1948年3月)、⑤『台湾方言符号』(1948年10月)、⑥『実用国語注音、台湾方音符号合表』(1950年9月)、⑦『台語会話』(1950年8月)、⑧『台湾方音符号表』1950年9月、⑨『国語音係合表』(1951年1月)、⑩『注音台語会話』(1951年4月)、⑪『国台通用語彙』(1952年6月)、⑫『台語方音符号』(1952年8月)、⑬『注音符号和方音符号』(1954年2月)、⑭『標準台語方言符号課本』(1955年4月)、⑮『台語対照国語会話課本』(1955年1月)。張博字、前掲書、88-89頁。
- 47 この王玉川の「推行民衆教育応該利用台湾方音符号」は、王玉川の『我的国語論文集』に収められているが、この文章は本来『国語日報』の「国民教育」第 151 期(1954 年 12 月 12 日)に掲載されたものである。王玉川、前掲書、136·148 頁。
- 48 この王玉川の文章では、民衆教育の段取りとして「①先に台湾方音符号を学び、②更に国語と注音符号を学び、③注音符号を用いて国字による書籍の閲読を練習する」ことが国語推行委員会の提案する方針であるとされ、最初の段階に関して次のような記述がなされている。

第一歩:台湾方音符号。

この最初の段階には二つの長所がある。第一に、学習が容易なことである。台湾人は台湾語が話せることから、言語は問題にはならない。学習が必要なのは10何個かの符号だけである。 聡明な人は1週間もしないで習得でき、普通の人でも多くて1ヶ月、或いは48時間の実学習時間で習得できる。第二の長所は、その使いやすさである。方音符号を習得すればすぐさま単語を書くことができ、それで日記を書いたり、記帳をしたり、おまけに方音符号を習得した他の人と通信することもできる。例えば、われわれがすすんでこの符号を使って書籍や新聞を発行すれば、彼らも同様に、このような刊行物から多くの知識や楽しみを得ることができるのであるが、残念なことにそのような刊行物は存在しないため、彼らが書籍や新聞を読むためには

次の訓練(引用者注:注音符号から国語を学ぶ)を受けることが必要なのである。 同上、140頁。

- 49 梁容若「台湾語文教育的回顧与前瞻」『国語与国文』台北、国語日報社、1961年、143頁。
- 50 張博宇、前掲書、165-166頁。
- 51 『国語日報』の報道によれば、1954 年度の予備軍士官訓練に参加した台湾籍青年の大部分が国語を話すことも聞くこともできなかったことから、関係機関が座談会を開き、次の二項目を決定したという。①入営済みの台湾籍青年の国語補習は、国防部総政治部の責任において実施され、教材は国防部総政治部と台湾省国語推行委員会が協議して編纂する。②兵役適齢男性の国語補習については、省政府が各県市政府に通達し、17歳から22歳までの青年を調査したうえで彼らを民衆補習班に強制的に入れさせ、また、各県市の民衆補習班教育の強化を積極的に図る。『国語日報』1955年2月26日、第4版。
- 52 張博宇、前掲書、118-119 頁。
- 53 張博宇主編『台湾地区国語推行資料彙編(下)』台中、台湾省政府教育庁、1989年、202頁。
- 54 実験の「工作報告」、「成果報告」は、同上、200-261 頁に掲載。
- 55 張博宇、前掲書、117-120頁。
- 56 『国語日報』1957年10月17日、第4版。
- 57 『聯合報』1957年12月28日、第3版。
- 58 出席したのは教育部、国防部、内政部、総政治部、中国国民党中央委員会第五組、台湾省教育庁、 民政庁、兵役処、警務処の政府主要機関の関係者の他、各師団管轄区司令、各県市長、警察局長、 教育局(科)長、監督人員などであった。同上。
- 59 例えば、台北市政府教育局は1955年1月に、総動員態勢の必要性に鑑み、兵役適齢男性を対象とした民衆国語補習班の設置を決定しているが、その設置の必要性に関して「近年、補習兵の招集を行ったものの、多くの兵役男性が国語を話せず、また聞くこともできないため、訓練時に問題を起こすことが少なくない」ことが理由として述べられていた。『国語日報』1955年1月8日、第4版。
- 60 張其昀「失学民衆教育―民国 46 年 12 月 27 日在 46 年度暑期役男補習教育検討会致詞―」張其昀 先生文集編輯委員会『張其昀先生文集 第 19 冊文教類(4)』台北、中国国民党中央党史委員会・ 国史館・中国文化大学、1989 年、8496 頁。なお、国防部副部長馬紀壮による発言では 22 パーセ ントとされる(『聯合報』1957 年 12 月 28 日、第 3 版)。
- 61 張博宇、前掲書、176頁。張博宇主編、前掲書『台湾地区国語推行資料彙編(上)』433-436頁。
- 62 松永正義、前掲論文、37頁。
- 63 このような慣行(注33を参照)がどのような経緯で広まっていったのかについての詳細は不明な部分が多いが、1956年1月の『国語日報』に掲載された文仁という人物による「どのように児童に国語を常用させるか」という文章には、国語使用を徹底させる方策の一つとしての「常用国語牌」(国語常用札)の使用に関して以下のような紹介がされている(文仁「怎様使児童常用国語」「国語教育」第248期『国語日報』1956年1月5日、第3版)。

「国語常用札」の使用:この方法は軍隊で一般的に使用されている(対象は補充兵または予備軍士官)。だが、的確に使われなければ多くの弊害を生み出すおそれあり。注意事項は次の通り。 ①厚紙か木片で長方形の札を作り、その上に「常用国語」(国語を常に用いましょう)の四文字を書く。②まず教師が先に規則に反して方言を話した児童に対して札を与え、その後は順々にまわしていく一国語札を持った児童は周りに注意し、方言を話した者を見たらただちにその人に国語常用札を受け渡す。③国語常用札を受け取ったら、その都度必ず教師のところへ行って名前を記入する。④「国語常用札」使用の目的について、児童の国語を話す習慣を育成するためのものであることを説明し、これによって憎しみの気持ちを抱かせることのないようにする。

1956年に書かれたこの文章は、罰として札を使う方法が台湾全土の学校で普及していく初期の段階に書かれたことを思わせるものであるが、なかでもこの方法が本来「軍隊」で一般的な方法であると記されていることは、国語教育と軍の関係性を考えるうえで非常に興味深い点であろう。

64 何容 (1903~1990) は、河北省深沢県生まれで本名を何兆熊という。1923 年に北京大学入学(洪炎秋や王煥斗らと同学)、1926 年に国民革命軍の北伐に参加し負傷。1930 年に書いた『政治工作大綱』をきっかけに林語堂などと親交を深める。大学卒業後は私立大同中学の英語教員になるが、1931 年には教育部の「国語統一籌備委員会」の駐会委員となり、1935 年からは羅常培と魏建功の

推薦により北京大学で「中国文法」を教える。1935 年には、新設された「教育部国語推行委員会」委員となり、1945 年に「台湾省国語推行委員会」副主任(1949 年から委員会が撤廃される 1959 年まで主任委員)、来台後は『国語日報』副社長、「中国文芸協会」理事などを兼任する。1959 年からは「台湾省政府教育庁国語推行委員会」副主任委員(主任委員は教育庁主任)を務める。劉紹唐主編『民国人物小伝 第17 冊』台北、伝記文学雑誌社、1996 年、55-59 頁。

- 65 何容は国語の普及に際して非常に熱心であり、国語の普及のために新しい方法や教材の開発に努力を厭わず、私財を投じてまで国語推進のために献身的な活動を惜しまなかったという。何容の仕事ぶりや人間性については洪炎秋等『何容這個人』(台北、国語日報社、1975年)に詳しい。
- 66 魏建功が台湾の国語運動に果たした役割については、黄英哲の研究(黄英哲、前掲論文)に詳しいが、そこでは、「台湾語を媒介とした国語推進」の理論が魏建功一人による発想とされている。しかし、何容については、その在職年数の長さや発表した文章の多さから考えて、台湾の国語政策にとって実質的に果たした役割は魏建功以上のものがあったとみるのは妥当であろう。加えて、国語推行委員会の委員であった張宣枕は、台湾の状況に鑑み、「国語推進のために母語を回復する」という考えが何容によって発案されたと述べ(張宣枕「我対何子祥先生的認識」洪炎秋等、前掲書、69頁)、また、『自立晩報』の何容に対するインタビュー記事にも同様のことが述べられていることから(『自立晩報』1976年2月22日、2版)、台湾における同理論の普及に際しては魏建功だけでなく何容の存在を同列に置く必要があると思われる。
- 67 何容「恢復台湾話応有的方言地位」『台湾新生報』1946年4月7日、第2版。
- 68 『台湾新生報』や『人民導報』では、李武忠という人物がこの論陣を張っていた(李武忠「関於恢復『台湾話』問題」上『台湾新生報』1946年4月12日、第2版。李武忠「関於恢復『台湾話』問題」下『台湾新生報』1946年4月14日、第2版。李武忠「関於『国語与台語』」『人民導報』1946年5月5日、第1版)。何容によれば、行政長官公暑教育処副処長の宋斐如も同様の主張をしていたとされる(何容「国語跟方言的関係」『中国語文』第30巻第6期、1972年6月1日、9頁)。
- 69 陳文彬 (1904~1982) は、高雄生まれ。1931 年に法政大学を卒業後、上海の復旦大学、及び法政大学で教鞭を執る。戦後は台湾同郷会と東京華僑総会会長となり、1946 年に帰台後、台北の建国中学校長に就任するが、2・28 事件で逮捕され、1947 年 5 月に北京へ逃れる。中華人民共和国では中国文字改革委員会研究員、商務印書館編審、中国語言学会理事、全国政協委員、台湾民主自治同盟総部理事などを歴任した(許雪姫総策画『台湾歴史辞典』台北、行政院文化建設委員会、2004年、831 頁)。なお、陳文彬については、陳の子女である陳蕙貞(陳貞)の半生を綴った野田正彰の『陳貞―戦争と平和の旅路―』(岩波書店、2004 年)にも詳しい。
- 70 陳文彬「国語与台語」『人民導報』1946年4月21日、第1版。陳文彬「利用台語推行国語(上)」 『人民導報』1946年5月10日、第1版。陳文彬「利用台語推行国語(下)」『人民導報』1946年 5月11日、第1版。
- 71 何容「『従台湾話学習国語』序言」『台湾新生報』(「国語」第5期)1946年6月26日、第6版。
- 72 王炬『国語運動的理論与実際』台北、台湾省国語推行委員会、1951年、168頁。
- 73 張博宇、前掲書、27-28 頁。
- 74 何容「方言為国語之本」『台湾新生報』1947年6月1日、第2版。
- 75 何容「小学課本注音問題」『教育通訊』復刊台版、第1巻第7期、1950年9月5日、2頁。
- 76 呉守禮『近50年来台語研究之総成績』台北、大立出版社、1955年、79頁。
- 77 黄英哲『台湾文化再構築 1945~1947 の光と影』創土社、1999 年、182 頁。
- 78 彭火炎「日文廃止と国語普及」『台湾新生報』1946年6月28日、第4版。
- 79 『和平日報』が 1946 年 10 月 1 日及び 2 日に実施した世論調査では、日本語欄廃止について 181 人を対象に行った調査で 178 人が反対とする結果が報じられたという。何義麟、前掲論文、97 頁。
- 80 台湾人が「祖国」復帰後も日本語を使用し続けることについて、行政長官である陳儀率いる国民党政府の要人は日本教育に「奴隷化」されたとして「祖国化」の必要性と必然性を主張したが、それに対して王白淵などの本省人知識人は激しく反発した。王白淵「告外省人諸公」『政経報』第2巻第2期、1946年、1-2頁。
- 81 陳培豊「『異心同体』の漢民族ナショナリズム—植民地解放後、台湾における国語転換の場合—」 『ことばと社会』第5号、2001年6月、115頁。
- 82 社論「関於禁止日文版」『民報』1946年8月27日、第1版。

- 83 例を挙げれば、台湾省新生活運動促進委員会の国語教師に対する台語方音符号の講習 (期間:1947年11月14日~1948年7月10日、張博宇主編、前掲書『台湾地区国語推行資料彙編(中)』80頁) や1949年に行われた台南国語推行委員への講習など(同上、112頁)。
- 84 例えば、1952 年度に出版された『台語方音符号』及び『国台通用語彙』の部数は各 2,000 部であった。同年に出版された『民衆国語会話三十課』と『初級小学注音符号課本使用法総論』が同じく各 2,000 部であったことを考えれば、台語方音符号の関連書籍の出版についても委員会が同様に重視していたことが窺える。同上、182 頁。
- 85 1950 年 6 月 1 日から暫定的な処置として開始された『軍民導報』の発行は、翌年の 7 月頃まで続いた (当初は『台湾新生報』とセットで隔日発行され、1950 年 8 月 21 日から日刊となり、同年12 月 1 日からは単独で発行)。『軍民導報』は、国防部総政治部が発行する反共プロパガンダ新聞であり、政権の偉大さを称え、大陸反攻の準備に必要な「軍民合作」の美談を伝える記事、そしてスパイ検挙を奨励する文章が中心であった。とはいえ、岡崎郁子によれば『軍民導報』に設けられていた「文芸欄」も、限定的ではあるものの、当時日本語で文芸創作をする者に対して一定の役割を果たしていたことが指摘されている。岡崎郁子『黄霊芝物語―ある日文台湾作家の軌跡―』研文出版、2004 年、182-189 頁。
- 86 『台湾新生報』1950年6月14日、第2版。
- 87 例えば、台湾省政府秘書処、民政庁、財務庁、人事室が合同で実施した「台語訓練班」は7月1日に開始しているが、当時「公務員の台湾語学習は現在最高潮に達し、中央と地方機関は皆相次いで台湾語学習を開始している」状況であったという(『台湾新生報』1950年7月2日、第6版)。ちなみに同訓練班は同年10月17日に終了している(『台湾新生報』1950年10月18日、第6版)。
- 88 『軍民導報』1950年7月3日、第2版。
- 89 例えば、『軍民導報』の発行にしても、日本語は政府による宣伝の道具としてのみ再度使用が許可されたのであり、そのような反共宣伝目的の『軍民導報』以外、民間による日本語の自由な出版活動は禁じられたままであった。「台湾語を媒介とした国語教育」にしても、日本語を排除する目的において上から提唱されたものであり、かつ台語方音符号を用いた大衆向けの書籍も存在しなかったことから、学術研究の場などで台語方音符号が如何に中立的に捉えられ、使用されていたとしても、どれほどの台湾の民衆がその必要性を認識していたのかは定かではないと思われる。
- 90 何容「方言為国語之本」『台湾新生報』1947年6月1日、第2版。
- 91 例えば、1954年11月の第8回全省国語演説大会ではそれまで設けられていた代表資格の「省籍区分」が取り払われ、それ以降、参加者は省籍の区別なく競い合うこととなった。このことも、教育面における省籍間の「区別」の撤廃という、「過渡期」の終わりを示す一例であったといえよう。『国語日報』1954年10月23日、第4版。
- 92 1950 年半ばとは、文字改革としての「簡体字」採用の是非をめぐって論争が起こったように、国語の統一化に向けた流れにおいて重要な時期であった。拙稿「台湾における『簡体字論争』―国民党の『未完の文字改革』とその行方―」『日本台湾学会報』第6号、66-92頁。
- 93 学校での方言使用に対する罰則規定は、1966年に省政府が定めた「各県市政府各級学校加強推行 国語計画」の中で初めて明文化された。陳美如、前掲書、63頁。
- 94 拙稿「中華文化復興運動と『方言』問題 (1966~1976) —マスメディアの『方言番組制限』に至る過程を中心として—」『日本台湾学会報』第5号、2003年5月、12-14頁。
- 95 大陸反攻が実現不可能である一方で、1950 年代後半からはアメリカが推し進めようとする「二つの中国」構想や海外で高まる台湾独立運動に対する危惧感が「国語/台湾語」関係にも投射され、エスニックな問題の解消を「国語」空間の拡大と「方言」空間の封じ込めによって図ることが1960年代以降において国民党政府側に強く意識されるようになっていったように思われるが、これについては今後更なる検証が待たれるところである。